

科目ナンバリング		P-PUB01 8M007 SJ90			
授業科目名 <英訳>	知的財産法演習 Practicum for Intellectual Properties Protection Law	担当者所属・ 職名・氏名	非常勤講師 當麻 博文 非常勤講師 宗定 勇		
配当学年	専門職	単位数	2	開講年度・開講期	2025・後期不定
曜時限	月 6	授業形態	講義（対面授業科目）	使用言語	日本語
【授業の概要・目的】					
I. コースの概要					
<ul style="list-style-type: none"> ・化学・バイオ系（ライフサイエンス）分野における知的財産が我が国において、どのように保護、活用されているのかを裁判例等を踏まえつつ概観し、その現状、論点等について学習する。 ・過去の判決例からそのエッセンスや傾向を分析し、知的財産を適切に保護および活用するために必要な基本的な方法論を学ぶ。 ・ライフサイエンス分野における知的財産を取り巻く現状についても、併せて学習する。 					
【到達目標】					
II. 学習到達目標（このコース終了時まで習得が期待できること）					
<ul style="list-style-type: none"> ・過去の重要判決例の主要論点を分析し、論理的にその意義を理解すると共に、具体的な事例演習を通して知的財産を適切に保護する実務能力を身に付ける。 ・判決例からそのエッセンスや近時の傾向を学ぶことにより、ライフサイエンス分野特有の知的財産の保護および活用方法についての実践力を身に付ける。 ・ライフサイエンス分野に関する知的財産を取り巻く現状について理解を深める。 					
III. 教育・学習方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイント資料を中心にした講義、および事例資料を使用した討議や演習を通じて理解を深める。 					
【授業計画と内容】					
第1回 10月 6日ガイダンス、総論 第2回 10月 6日発明者認定の重要性について 第3回 10月20日審決・判決の読み方、審判制度 第4回 10月20日審決取消訴訟（新規性、進歩性） 第5回 10月27日宗定先生：知的資本経営を目指して 第6回 11月10日熊谷先生：審判の役割について 第7回 11月17日審決取消訴訟（進歩性） 第8回 11月17日審決取消訴訟（記載要件、補正、訂正） 第9回 12月 1日事例研究（進歩性）（発表、討論） 第10回 12月 1日審決取消訴訟（存続期間延長登録出願） 第11回 12月 8日特許権侵害訴訟（1）：特許権の効力、特許発明の技術的範囲 第12回 12月15日特許権侵害訴訟（2）：均等論、抗弁等 第13回 12月15日特許権侵害訴訟（3）：間接侵害等 第14回 1月19日事例研究（侵害訴訟）（発表、討論） 第15回 1月26日熊谷先生：国際的な知的財産保護の現状と課題 - 特許制度を中心に - 試験なし					
外部講師の都合等で日程変更等の可能性あり。					
知的財産法演習(2)へ続く					

知的財産法演習(2)

【履修要件】

知財必修・MPH選択

特許法上の実務に関する基礎知識（特許要件、審査基準等）を有していることが望ましい。
事前あるいは同時に履修することが推奨される科目：「特許法特論・演習（前期、後期）」

【成績評価の方法・観点】

平常点（出席を含む）、および課題発表、レポートの提出により、総合的に評価する。
成績評点の種別：素点評価

【教科書】

必須テキスト：なし。必要な資料等は講義にて配布する。

推奨テキスト：別冊ジュリスト 特許判例百選 第5版〔No.244〕（2019年8月発行）
特許法講義 田村善之、清水紀子著 弘文堂（2024年4月15日発行）

【参考書等】

（参考書）

授業中に紹介する

【授業外学修（予習・復習）等】

講義で紹介する予定の判決例を予習し、争点を把握しておく。

（その他（オフィスアワー等））

- ・化学、バイオ等についての高度な専門知識は要しない（技術内容については必要に応じて適宜説明する。）。
- ・講義予定は、暫定的なものであり、変更があり得るため、注意のこと。
- ・講義は原則対面で実施するが、やむを得ない事情によりオンライン講義を実施する場合もある。
- ・10月6日、10月20日、11月17日、12月1日、及び12月15日は、5限及び6限の連続講義となり、また、10月27日は、5限の講義となる予定である。

人間健康科学系専攻学生の受講可否： 可

オフィスアワーの詳細については、KULASISで確認してください。